



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社アルプス物流
代表者名 代表取締役社長 山崎 孝一
(コード番号 9055 東証第 2 部)
問合せ先 経理財務部長 荒川 信一
(TEL 045-532-1982)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 18 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1)機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって、自己の株式を取得することができる旨の規定を新設するものであります。
- (2)株主の皆様に対する取締役の経営責任をより明確にし、また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するとともに、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。ただし、平成 25 年 6 月 19 日開催の当社第 49 回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。
- (3)顧問について、経営上または事業上の専門的な知見を有する人材を機動的に活用するため制度の変更を図ることに伴い、顧問の選任に関する記載を削除するものであります。
- (4)上記(1)の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 6 条 条文省略 (新設)	第 1 条～第 6 条 現行どおり <u>(自己の株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、会社法 165 条第 2 項の規 <u>定により、取締役会の決議によっ</u> <u>て市場取引等により自己の株式を</u> <u>取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条～第17条 条文省略 (任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第19条～第20条 条文省略 (相談役および顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、相談役、顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第40条 条文省略 (新設)</p>	<p>第8条～第18条 現行どおり (任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>第20条～第21条 現行どおり (相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、相談役若干名を定めることができる。</p> <p>第23条～第41条 現行どおり 附則</p> <p><u>第1条 第19条の規定にかかわらず、平成25年6月19日開催の第49回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第51期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。本附則は、当該期間経過後これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月18日

定款変更の効力発生日 平成26年6月18日

以 上